

八王子市適応指導教室設置要綱

八王子市教育委員会
平成7年5月19日施行
平成16年4月1日改正
平成22年4月6日改正
平成24年4月1日改正
平成26年4月1日改正

1 目的

- (1) 心理的な要因（病気又は経済的理由以外）で長期欠席（年間30日以上）の状態にある者（以下「長欠児童・生徒」という）の情緒的な安定を図り、再び在籍校等に登校できるよう指導・支援する。
- (2) 高尾山学園への転入学希望者が、転入学に向けた準備状態を整えるための指導・支援を行う。

2 名称

目的の（1）で設置する機関を、適応指導教室「ぎんなん」「まつのみ（松の実）」、目的の（2）で設置する機関を「高尾山学園適応指導教室（やまゆり）」とする。

3 対象

- (1) 適応指導教室「ぎんなん」「まつのみ（松の実）」

市内在住（八王子市内に住所を有する）で八王子市立小・中学校等に在籍の長欠児童・生徒のうち、本人及び保護者が入級を希望し、在籍校の校長からの申請がある者とする。

- (2) 「高尾山学園適応指導教室（やまゆり）」

対象（1）の条件を満たし、かつ高尾山学園への転入学を希望している者とする。但し、長欠児童・生徒の他、保健室・相談室・他の適応指導教室等に通っており、現在もその状態が続いている者も対象に含む。

4 開設場所

「ぎんなん」	八王子市教育センター内
「まつのみ」(松の実)	八王子市立鹿島小学校内
「高尾山学園適応指導教室（やまゆり）」	八王子市立高尾山学園内

5 開級の日と時間

原則として、月曜日から金曜日の午前9時30分から午後2時30分までとする。

6 指導者

指導者を適応指導員と呼び、教育委員会が任命する。適応指導員は、その専門性を生かし、相互に連携するとともに、学校や家庭とも連携を図って指導に生かす。

7 指導内容

指導内容は、以下のとおりとする。但し、（4）は高尾山学園適応指導教室（やまゆり）に限る。

- (1) 学習に関すること
- (2) 教育相談に関すること
- (3) 体験的活動に関すること
- (4) 高尾山学園との体験交流に関すること

8 学校及び関係機関との連携

- (1) 通級児童・生徒の出欠の状況や学習・活動内容等について、定期的に通級状況報告票（様式3）を校長に通知する。
- (2) 必要に応じて、高尾山学園、相談学級、総合教育相談室等の関係機関と連携を図る。

9 申請手続き

在籍校の校長は、長欠児童・生徒を適応指導教室「ぎんなん」及び「まつのみ（松の実）」に入級させることが適当であると判断したとき、「適応指導教室入級申請書」（様式1-A）及び「適応指導教室入級申請資料」（様式1-B）により、学校教育支援課長に申請する。また、翌年度継続して通級を希望する場合、在籍校の校長は様式1-A及び様式1-Bにより継続の申請をする。

「高尾山学園適応指導教室（やまゆり）」については、学校が保護者と作成した「入級支援シート」により、学校教育支援課長に申請する。

10 入級者の決定

適応指導教室「ぎんなん」「まつのみ（松の実）」及び「高尾山学園適応指導教室（やまゆり）」への入級者は、申請のあった児童・生徒のうち、学校教育支援課長が決定し、「適応指導教室への入級許可について」（様式2）により校長に通知する。

附則

この要綱は、平成7年5月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日に改正し、これを施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月6日に改正し、これを施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日に改正し、これを施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日に改正し、これを施行する。